

第3回契約監視委員会議事概要

- I 日時 平成24年2月28日（火） 午後3時30分～5時30分
- II 場所 独立行政法人農林漁業信用基金第一会議室
- III 議題
1. 平成23年2月23日契約監視委員会点検結果への対応状況について
 2. 平成22年度に一者応札・一者応募となった契約案件とその後の対応について
 3. 平成23年2月～平成24年1月までに締結した契約案件(少額随意契約を除く)についての競争性確保の点検、見直し等について
 4. 平成24年2～3月契約予定案件について
 5. 平成24年1月末時点で継続中の平成21年度以前に締結した複数年契約について
- IV 出席委員(◎印は委員長)
- ◎ 中里 猛志 (中里猛志公認会計事務所代表)
 - 楯 香津美 (ホープ法律事務所弁護士)
 - 伊藤 佳江 (日本税理士会連合会常務理事)
 - 泉澤 和行 (独立行政法人農林漁業信用基金監事)
 - 米村 公雄 (独立行政法人農林漁業信用基金監事)

V 議事

1. 第2回契約監視委員会点検結果への対応状況について(議題1、2について)
資料1の「平成23年2月23日契約監視委員会点検結果への対応状況」及び資料2の「平成22年度に一者応札・一者応募となった契約とその後の対応について」信用基金より説明。以下質疑。

委員：資料1の「給与計算及び社会保険事務に係る契約」について、経費削減のため市販のソフト購入により対応することとし委託契約をやめるとのことだが、オペレーションするに当たっても、社会保険労務士程度の基礎知識がないと給与改正等への対応ができないことになるので、その部署の方の研修をしっかりとやっていただきたい。

委員：今までは、外部の方と内部の方でダブルチェックがきいていたが、今度
は中だけになるので注意してやっていただきたい。

信用基金：問題がないようにやっていきたい。

2. 第3回契約監視委員会対象案件(平成23年2月から平成24年1月までの契約) についての競争性確保の点検・見直し等について(議題3~5について)

信用基金より、次の資料3から8まで説明。以下質疑。

資料3 平成22年度の契約実績(総括表)

資料4 平成23年度(23年4月~24年1月)の契約実績(総括表)

資料5 平成23年2月から平成24年1月までの契約実績(内訳表)

資料6 競争性のない随意契約に係る随意契約理由と今後の対応

資料7 平成24年2~3月の契約予定案件について

資料8 平成24年1月末時点で継続中の平成21年度以前に締結した複数年契約について

委員：資料5の契約案件の予定価格と契約金額の差について、入札者が多数の場合は予定価格に比べてかなり低い金額で契約できている。結果的に予定価格がかなり高額であったということになる。予定価格の出し方をもう少し見直した方がよいのではないか。

信用基金：予定価格の積算については、パソコン等物品購入の場合は、インターネット、カタログ等で定価を調べ、あと過去の落札実績をもとに掛け目をかけて出している。印刷とか単価表があるものは、それにもとづいて計算している。今後、より適正な予定価格となるよう積算方法を勉強していきたい。

委員：資料8の総合文書管理システムについては、来年の3月に契約期限となっている。金額も大きいし、基金の基本的システムなので、できるだけ早いうちにどうするか検討する必要があると思う。

信用基金：今、独法改革の動きもあり、すぐに検討を始めることは難しい。改革の中身がある程度明らかにされた段階で、既存のシステム機能を縮小して更新するか、新たにシステム開発するか、市販ソフトの導入するか、一番効率的な方法を検討していきたい。

委員：契約案件の中に、信用基金OBが再就職しており、公表要件に該当するものはないか確認したい。

信用基金：公表対象案件はない。

委員：競争性のない契約はなくなったということだが、一方で一者応札となった案件が23年度で7件あり、全件数12件の50%以上を占めている。件数は少ないが、割合的には高い。

例えば業者への声かけとか、システムの保守業務とか毎年やることが決まっているのであれば、ホームページに毎年こういう契約をやるということを公告するとか、一社応札解消のための改善策を来年度に向けて検討して欲しい。

信用基金：今回一社応札となっている8件のうち7件はシステム修正・保守案件である。一社応札となった原因は、先ほど資料1で資料入手はしたが応募しなかった業者へのアンケート結果で説明したとおり、結局は新たな業者がコストをかけて参加して、開発業者に勝てるか、という業者のコスト判断ではないかと思う。さらに何か解消策をとということであれば、過去参加しなかった業者や、システム関係業者にどういう条件であれば参加することができるのかどうか改めてお聞きするという事ではないかと思う。

委員：システムのプログラム修正では、一般競争となっても開発業者がいろいろな事を知っており有利であるから、新規業者の参入はハンディがあって難しいということになる。

全くシステムを新しくするという事であれば参加できるが、1回走った後となると、最初に開発した業者と後から入る業者とでは後から入る業者は、開発業者の創ったプログラムを勉強しなければならないというコストが確実にかかるという問題はある。

委員：入札公告手続きについてみると、説明書等信用基金まで出向かないといけない形になっている。民間企業では電子入札が増えている。それで入札してもらえるかは別にしても検討されてはどうか。

信用基金：電子入札に係るシステム開発コストと信用基金の入札件数との比較検討が必要かと思う。

委員：資料5の監査契約は、他の競争性のある案件と比べると予定価格に契約金額がかなり近い。やり方にもう一工夫する余地がないか。

信用基金： この監査人の選定は、会計監査人候補者選定委員会で企画競争を行ない、その結果を大臣に推薦し、最終的には大臣が決定するものである。

本件の選定委員会には、外部の弁護士や大学教授も選定委員として入っていただいて、応募法人の監査体制や信用保険業務に対する知見の程度等の観点から、価格の要素も入れた上で、総合的にみて一番得点の高い法人を選定している。

予定価格は、昨年の実績をもとに今回の予定監査日数の違いを加味して算出したが、その算定方法については検討してみたい。

委員長： それでは、以上の結果を事務局でとりまとめ、後日各委員の方に送っていただき、各委員の意見を聞いたうえで、主務省への報告は委員長一任ということよろしいか。(了承)